新設分割にかかる事前開示書面

(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地 株式会社タカヨシ 代表取締役社長 黒田 智也

当社は、2023年11月13日付で作成した新設分割計画書(以下「本新設分割計画書」といいます。)に基づき、2024年4月1日(予定)を効力発生日として、シェアショップ事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社コウセー(以下「本新設会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本新設分割」といいます。)を行うことといたしました。

本新設分割に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

- 1. 新設分割計画書の内容(会社法第803条第1項第2号) 別紙「新設分割計画書」に記載のとおりです。
- 2. 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第1号)
- (1) 交付する株式数の相当性に関する事項

本新設会社は、本新設分割に際して普通株式 200,000 株を発行し、その全てを当社に 割当交付いたします。本新設会社が発行する株式数については、当社が本新設会社の発 行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、本 新設会社が継承する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断いたしま した。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を本新設会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、本新設分割計画書第6条の記載のとおりとすることにいたしました。

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容(会社法施行規則 第 205 条第 6 号イ)

該当すべき事項はありません。

4. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 205 条第 7 号)

(1) 当社について

本新設分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(2) 本新設会社について

本新設分割の効力発生日以後における本新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以上

新設分割計画書

株式会社タカヨシ (以下「当社」という) は、次のとおり新設分画計画書(以下「本計画書」という。) を作成する。

第1条 新設分割

当社は、当社が営むシェアショップ事業(以下「本件事業」という。)に関して有する第4条に定める権利義務を、会社分割により新たに設立する株式会社(商号「株式会社コウセー」、以下「新設会社」という。)に対し承継させるために、本計画書に定まるところにより、新設分割(以下「本件分割」という。)を行う。

第2条 新設会社の定款で定める事項等

新設会社の本店所在地は、千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地とし、新設会社の目的、 商号、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」のとおりと する。

第3条 新設会社の設立時役員等の氏名

新設会社の次の各号に掲げる設立時役員等の氏名は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 設立時取締役 黒田 智也、関戸 ひとみ、飯田 勇介
- (2) 設立時監査役 曽根田 博

第4条 新設会社に承継する権利義務

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は、別紙 2「承継権利義務明細表」に定めるところによる。なお、本件分割にあたり承継される債務は、当社が重畳的債務引受けを行い、連帯債務を負う。

第5条 新設会社が本件分割に際して交付する株式の数

新設会社は、本件分割に際して普通株式 200,000 株を発行し、当社に対し、その全てを 第4条に定める権利義務の対価として割り当てる。

第6条 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新設会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

(1) 設立時資本金の額 100,000,000円

(2) 設立時資本準備金の額 0円

(3) 設立時利益準備金の額 0円

第7条 新設会社の成立の日

新設会社の成立の日(設立の登記をすべき日)は 2024 年 4 月 1 日(以下「効力発生日」という。)とする。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議により効力発生日を変更することができる。

第8条 競業避止義務の免除

当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

第9条 分割条件の変更および本件分割の中止

本計画書作成の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財政状態又は経営成績に重大な変動が生じた場合又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、当社は、本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第10条 本計画書の効力

本計画書は、効力発生日までに当社の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認 が得られない場合には、その効力を失う。

第 11 条 本計画書に定めのない事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画書の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

2023年11月13日

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地 株式会社タカヨシ 代表取締役社長 黒田 智也

定款

株式会社コウセー

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社コウセーと称し、 英文では Kouse, INC. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 産直ビジネスの展開
 - 2. 食料品・飲料水、米穀類、酒類、塩、煙草及び喫煙具類の販売
 - 3. 建築資材、塗料、木材、金物、工具の販売
 - 4. 室内外装飾用品、給排水・給湯設備器具、換気装置器具、厨房器具の 販売並びに建築工事の設計管理及び請負施工
 - 5. 家庭用電気製品、石油機器、ガス機器、消火器及び家具調度品の販売
 - 6. 家庭用雑貨品、衣料品、靴・履物、鞄・袋物、雨具、寝具類の販売
 - 7. 化粧品の販売
 - 8. 医薬部外品・衛生用品の販売
 - 9. 動物・ペット用品並及び植物・園芸用品・肥料・農薬の販売
 - 10. スポーツ用品、釣用品及び楽器・テープ・レコード・書籍・紙類・文 房具・事務用機械器具、玩具・その他遊戯用具の販売
 - 1 1. 眼鏡・時計・カメラ用品、美術工芸品、貴金属・宝石の販売並びに写真の現像、各種鍵の加工
 - 12. 自動車の部品・用品・附属品の販売
 - 13. 貨物取扱事業
 - 14. 不動産賃貸業務
 - 15. スポーツ施設、遊技場の経営
 - 16. レストラン事業の運営
 - 17. 前各号に関連するフランチャイズシステムによる加盟店の募集及び 指導
 - 18. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県千葉市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、会社法第326条第2項に定める機関のうち取締役会及び監査役を設置する。

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)を引き受ける者 の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合に は、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の 決定は、取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として 株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、 当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提 出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様と する。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出等)

- 第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会 社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。
 - ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

- 第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
 - ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
 - ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して 招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主 全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、 もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取 締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をも って行う。
 - ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案 があった場合において、その事項につき議決権を行使することがで きるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、そ の提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理 人は1名 とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
 - ② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに 提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を 作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会及び監査役

(員数)

- 第21条 当会社の取締役は、10名以内とする。
 - ② 当会社の監査役は、2名以内とする。

(選任方法)

- 第22条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 - ③ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

- 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - ③ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として、又は増員により選任された監査役は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、 専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議 長となる。
 - ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、 他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催す ることができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において 定める取締役会規程による

(報酬等)

- 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
 - ② 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社 法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠 償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除す ることができる。
 - ② 当会社は取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(監査役の責任免除)

- 第31条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会 社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には 賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除 することができる。
 - ② 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終株主名簿に記載又は記録された株主 又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当基準日)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2024年9月30日までとする。

(法令の準拠)

第36条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する権利義務については次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、2023年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社の成立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

新設会社は、本件事業に関わる資産を承継するものとする。 ただし、当会社が指定するものを除くものとする。

2. 負債

新設会社は、本件事業に関わる負債を承継するものとする。 ただし、当会社が指定するものを除くものとする。

3. 知的財産権

本件事業に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権(以下「知的財産権」という)は、新設会社にその実施権または使用権を付与する。

4. 雇用契約以外の契約上の地位

- (1) 新設会社は、本件事業に属する売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、保証契約その他の契約における契約上の地位及びこれらの契約に付随する権利義務を承継する。
- (2) 上記(1)の規定は雇用契約については、適用しない。

5. 雇用契約

承継されない。

ただし、本件分割により新設会社の成立の日において、主として本件事業に従事する 従業員について、当社と新設会社との間で出向契約を締結し、当該従業員は当社に籍 を置いたまま新設会社に出向し、従来の職務に従事する。

6. 許認可等

新設会社は、本件事業に属する許可、認可、承認、登録、届出、地方公共団体から補助金、助成金を受ける地位等のうち、法令上承継可能なものについて承継するものとする。

以上